

# 登別市議会システム整備委託公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、登別市議会システム整備委託に係る公募型プロポーザル実施要領「9 企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査」の規定に基づき、参加意向申出者の契約交渉順位を定めるにあたり、「登別市議会システム整備委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、登別市議会システム整備委託に係る受託候補者を選定するにあたり、別に定める評価基準表に基づき総合的に審査を行い、企画提案内容等について評価点を算出し、その合計点の高い事業者から順に交渉順位を定める。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（1）委員長は、副市長をもって充てる。

（2）委員は、総務部長、総務部参与、総務部DX推進室長、市民生活部長、議会事務局長、議長、副議長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

## (会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

## (報告)

第5条 委員長は、第2条に規定する所掌事務について、その選定結果を市長に報告するものとする。

## (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会事務局総務グループにおいて処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月29日から施行する。  
(会議の招集の特例)
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。  
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、第5条の規定による報告の日限り、その効力を失う。